

名誉会員表彰規程

制定 2024年3月26日

(目的)

第1条 日本電話相談学会は、本会の発展に顕著に貢献した会員を称えるため、名誉会員を設ける。

(名誉会員)

第2条 会則第5条に基づく名誉会員の推薦は、この規程の定めるところによる

2. 名誉会員は、満70歳以上の正会員で、次のいずれかに該当する者のうちから、理事会が推薦する。

(1) 理事長就任者

(2) 理事又は監事就任者(通算3期以上)

(3) 委員会の委員長または委員に就任し、顕著な功労のあった者

(4) 電話相談学関連の研究、実践活動に従事し、本学会の発展に顕著な功績のあった者
(正会員通算20年以上)

(選考委員会)

第3条 名誉会員の選考のための選考委員会を本会に設ける。

2 委員会は、理事長、副理事長、事務局長、理事をもって構成する。

(賞の授与)

第4条 名誉会員には、名誉会員称号証明書の交付を行う。

(権利と義務)

第5条 名誉会員は理事会および総会に出席して意見を述べることができる。

2. 名誉会員は年度会費納入の義務はない。

(規則改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、2024年3月26日から施行する。